

秘書技能者資格認定に関する規約 I

1. 秘書サービス接遇教育学会は、技能認定委員会を設置し、会員による秘書技能関連教育の充実、および秘書技能保有者の社会的評価向上を目的として、秘書技能者としての資格の認定を行う。
 2. 本規約に基づく秘書技能者資格認定は、本学会則第3条第3項に基づく事業として行う。
 3. 技能認定委員会は、理事で構成する。
 4. 資格の名称は「秘書実務士 (Certified secretary with good business skills)」とする。
 5. 資格の認定を受けようとする者については、次に定める(1)の条件に加え、(2)のいずれかの条件が備わっていないなければならない。
 - (1) a. 正会員が所属する学校(団体)、または賛助会員校に在学中の者、または卒業した者。
 - b. 正会員、または賛助会員の代表者が面接試験を行い、資格認定について適当と認めた者。
 - (2) ① 文部科学省後援秘書技能検定試験2級に合格しており、次のいずれかの検定試験(別紙)1種類に合格している者。
 - ② 文部科学省後援秘書技能検定試験2級に合格しており、同秘書技能検定試験準1級の一次(筆記)試験に合格している者。
 - ③ 文部科学省後援秘書技能検定試験準1級以上に合格している者。
6. 資格の認定は次の手続きによって行う。
 - a. 資格を認定しようとする者に対しての条件認定は、正会員または賛助会員の代表者が行う。
 - b. 資格証書の発行申請は、正会員または賛助会員の代表者が行う。
 - c. 資格証書の発行申請は、所定の用紙により行う。
7. 資格証書の発行料は次のとおりとする。

発行料 3,000円
8. 発行申請者に、資格の条件認定手数料(会場費、面接に必要な費用等)を、次の割合で、支払う。
 - ・正会員による申請 発行料の20%
 - ・賛助会員による申請 発行料の50%

※資格証書発行料の支払いについて

証書1通につき、発行料3,000円から条件認定手数料を差し引いた金額(正会員による申請では2,400円、賛助会員による申請では1,500円)を、裏面の送金先へご送金ください。

改定

- | | | |
|---------------|---------------|---------------|
| 1. 平成17年4月22日 | 4. 平成19年8月23日 | 7. 平成29年3月25日 |
| 2. 平成18年8月21日 | 5. 平成20年8月20日 | 8. 平成30年8月22日 |
| 3. 平成19年3月31日 | 6. 平成24年3月31日 | 9. 令和5年12月20日 |

以上